

# 一般社団法人香川県警備業協会定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 一般社団法人香川県警備業協会（以下「協会」という。）は、警備業務の適正な運営を確保して警備業の健全な発展を図り、もって社会公共の安全に寄与することを目的とする。

### (事務所)

第2条 協会は、事務所を香川県高松市に置く。

### (事業)

第3条 協会は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 自主防犯及び自主防災に関する啓蒙と知識の普及
- (2) 警備業務の適正化及び技術の向上に関する調査研究
- (3) 関係行政庁の行う防犯活動及び各種事故防止活動等に対する協力
- (4) 警備員その他警備業関係者に対する教育訓練
- (5) 警備業務に関する各種講習会への講師派遣
- (6) 警備業務に関する各種教材、資器材の研究及び斡旋
- (7) 警備業務に関する功労者の表彰
- (8) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (種別)

第4条 会員は、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による香川県公安委員会の認定を受け、又は同法第5条の規定による届出をして香川県内において警備業を営む個人又は法人で第1条の目的に賛同して入会したものとする。

### (入会)

第5条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

### (入会金及び会費)

第6条 前条の承認を得た者は、遅滞なく、入会金を納入しなければならない。

- 2 会員は、年度ごとに会費を納入しなければならない。
- 3 入会金及び会費の額は、総会において定める。
- 4 協会の運営上特に必要がある場合においては、総会の議決を経て、会員から臨時に運営費を徴収することができる。

### (退会)

第7条 会員は、任意に退会することができる。

- 2 前項の場合においては、あらかじめ会長に届け出なければならない。
- 3 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、前項の手続きを要せず、当然に退会する。

- (1) 警備業務を営まなくなったとき。
- (2) 会員にあっては、第4条に規定する会員の資格を喪失したとき。

(除名)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席した会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 協会の名誉を著しくき損し、又は信用を失わせるような行為があったとき。
- (2) この定款に違反する行為があったとき。
- (3) 1年以上会費の納入を怠ったとき。

(拋出金品の不返還)

第9条 退会し、又は除名された会員が退会したときは、それまでに納入した入会金、その他の拋出金品は返還しない。

2 退会し、又は除名された会員であっても、在会中の義務を履行しなければならない。

### 第3章 役員

(役員)

第10条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事 8名以上10名以内（会長、副会長及び専務理事たる理事の数を含む。）
- (5) 監事 2名

(選任)

第11条 理事及び監事は、総会において選任し、会長、副会長及び専務理事は、理事の互選による。

2 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。

(職務)

第12条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、協会の常務を総括する。

4 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。

5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで

は、従前の職務を行わなければならない。

(解任)

第 14 条 役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認められるときは、総会において、出席会員の 4 分の 3 以上の議決により、役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。

(顧問)

第 15 条 協会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者の中から、理事会の推薦を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べるることができる。

(報酬及び費用の弁償)

第 16 条 役員及び顧問は、無報酬とする。ただし、常勤の理事には、報酬を支給することができる。

- 2 役員及び顧問には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。
- 3 前 2 項の規定による報酬の支給及び費用の支弁に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が決める。

#### 第 4 章 事務局

(事務局)

第 17 条 協会に、事務局を置く。

- 2 事務局に、協会の事務を処理するため、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 職員は、会長が任免する。
- 4 事務局について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

#### 第 5 章 会議

(種別)

第 18 条 協会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 19 条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 20 条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
  - (2) 事業報告及び収支決算の承認
  - (3) その他協会の運営に関する重要な事項
- 2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。
    - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(開催)

第 21 条 通常総会は、毎年 1 回、開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は監事から連名をもって、若しくは会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに、開催する。

3 理事会は、次の各号のいずれかの場合に開催するものとする。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招集)

第 22 条 会議は、会長が招集する。

2 会議を招集するには、会議を構成する者に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の 10 日前までに、文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合における理事会については、この限りではない。

(議長)

第 23 条 総会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第 24 条 会議は、これを構成する者の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第 25 条 会議の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席した会員又は理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 26 条 やむを得ない事由のため、会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 27 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した会員又は理事の中からその会議において選出さ

れた議事録署名人2名以上が、署名押印しなければならない。

## 第6章 専門委員会

第28条 会長は、協会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て、会長の諮問機関として専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第29条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### (資産の管理)

第30条 協会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決により定める。

### (経費の支弁)

第31条 協会の経費は、資産をもって支弁する。

### (事業年度)

第32条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び予算)

第33条 協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、毎事業年度開始前に総会の議決を経なければならない。ただし、やむを得ない事情により予算が成立しない場合には、成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項ただし書きの場合における予算はすみやかに総会の議決を経て成立しなければならない。

3 会長は、第1項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、総会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更については、このかぎりでない。

### (事業報告及び決算)

第34条 協会の事業報告及び収支決算は、会長が作成し、毎事業年度終了後2箇月以内に監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第35条 この定款は、総会において会員の4分の3以上の同意を得、かつ、香川県知事の認可を得なければ、変更することができない。

### (解散)

第36条 協会は、民法第68条第1項（第1号を除く。）及び第2項の規定により解

散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得、かつ、香川県公安委員会の承認を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第37条 協会が解散したときは、協会が解散時に有する残余財産は、総会において会員の4分の3以上の同意を得、かつ、香川県公安委員会の承認を受けて、協会と類似の目的をもつ公益法人に寄附するものとする。

第9章 細則

(細則)

第38条 この定款に規定するもののほか、協会の業務を執行するために必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、設立許可のあった日から施行する。
- 2 協会の設立当初の役員は、第11条第1項の規定にかかわらず、香川県公安委員会の承認を受けて設立総会の定めるところによるものとし、その任期は、第13条の規定にかかわらず、昭和65年3月31日までとする。
- 3 協会の設立当初の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和64年3月31日までとする。
- 4 協会の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 定款の一部を改正し、平成20年5月30日から実施する。
- 6 定款の一部を改正し、平成20年11月26日から実施する。